

国立大学法人東京学芸大学安全保障輸出管理に係る取扱いの一部改正について

改正理由：外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく補完的輸出規制の見直し等の制度改正に伴う様式の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改		正		現		行	
〔省略〕				〔省略〕			
(様式)				(様式)			
第4条 輸出管理に使用する様式は以下のとおりとする。				第4条 輸出管理に使用する様式は以下のとおりとする。			
(1) 規程第8条「事前確認シート」別紙様式1				(1) 規程第8条「事前確認シート」別紙様式1			
(2) 規程第9条「該非判定票」別紙様式2				(2) 規程第9条「該非判定票」別紙様式2			
(3) 規程第10条「「用途」チェックシート」別紙様式3, 「明らかガイドラインシート」別紙様式4〔別紙B参照〕				(3) 規程第10条「「用途」チェックシート」別紙様式3, 「明らかガイドラインシート」別紙様式4〔別紙A参照〕			
(4) 規程第11条「「需要者」チェックシート」別紙様式5				(4) 規程第11条「「需要者」チェックシート」別紙様式5			
(5) 規程第12条「審査票」別紙様式6				(5) 規程第12条「審査票」別紙様式6			
〔省略〕				〔省略〕			
別紙様式1				別紙様式1			
技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート				技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート			
〔省略〕				〔省略〕			
4. 相手先に関する懸念情報				4. 相手先に関する懸念情報			
〔省略〕				〔省略〕			
仕向地が、イラン又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。		☐ はい ☐ いいえ		仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。		☐ はい ☐ いいえ	
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。		☐ はい ☐ いいえ		相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。		☐ はい ☐ いいえ	
〔省略〕				〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
別紙様式1				別紙様式1			
外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート				外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート			

〔省略〕

3. 受入予定者の懸念情報

〔省略〕	
受入予定者の出身国が、 <u>イラン</u> 又は <u>国連武器禁輸国・地域</u> （アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、 <u>大量破壊兵器等</u> 若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
〔省略〕	

〔省略〕

別紙様式1

特定類型該当者（学生・研究者・教員・訪問者等で外国人以外）
受入れの事前確認シート

〔省略〕

3. 受入予定者の懸念情報

〔省略〕	
受入予定者の出身組織の所在国が、 <u>イラン</u> 又は <u>国連武器禁輸国・地域</u> （アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織（出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、 <u>大量破壊兵器等</u> 若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
〔省略〕	

〔省略〕

別紙様式3

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。
（どちらかに○をつけること。）

516

〔省略〕

3. 受入予定者の懸念情報

〔省略〕	
受入予定者の出身国が、 <u>懸念国</u> （イラン、イラク、北朝鮮）又は <u>国連武器禁輸国・地域</u> （アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、 <u>大量破壊兵器等</u> （核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
〔省略〕	

〔省略〕

別紙様式1

特定類型該当者（学生・研究者・教員・訪問者等で外国人以外）
受入れの事前確認シート

〔省略〕

3. 受入予定者の懸念情報

〔省略〕	
受入予定者の出身組織の所在国が、 <u>懸念国</u> （イラン、イラク、北朝鮮）又は <u>国連武器禁輸国・地域</u> （アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織（出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、 <u>大量破壊兵器等</u> （核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
〔省略〕	

〔省略〕

別紙様式3

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。
（どちらかに○をつけること。）

516

〔省略〕		
別 表 行 為	〔省略〕	
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向け又は一般国向けの特定品目（輸出令16項（1））の場合であつて、場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用		はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用 途 要 件 の 除 外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される次（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	〔省略〕	
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊、インド軍隊、ドイツ軍隊又はイタリア軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	〔省略〕	
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
〔省略〕		

- （※）イ 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
- ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
- ② 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
- ロ 産業用の発破器
- ハ 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

〔省略〕

別紙様式5

「需要者」チェックシート

〔省略〕

②需要者要件のチェック

〔省略〕		
別 表 行 為	〔省略〕	
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
⑦以下の行為であつて、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの		はい・いいえ
a 化学物質の開発又は製造		
b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵		
c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵		
d 宇宙に関する研究		
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用		はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用 途 要 件 の 除 外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	〔省略〕	
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊又はカナダ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	〔省略〕	
	⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するため貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
〔省略〕		

- （※）別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
- 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
- 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
- 二 産業用の発破器
- 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

〔省略〕

別紙様式5

「需要者」チェックシート

〔省略〕

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。
(どちらかに○をつけること)

〔省略〕	
300 k m以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向け又は一般国向けの特定品目（輸出令16項（1））の場合であって、通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	<u>はい・いいえ</u>

〔省略〕

別紙様式6

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

〔省略〕

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

〔省略〕	
仕向地（国名）	☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 輸出令別表第4の地域 ☐ その他
〔省略〕	
客観要件	〔省略〕
	II. 通常兵器キャッチオール規制 一般国向けかつ特定品目の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 <u>①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか</u> ☐ はい ☐ いいえ <u>②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか</u> ☐ はい ☐ いいえ <u>③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか</u> ☐ はい ☐ いいえ
	国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 <u>①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか</u> ☐ はい ☐ いいえ <u>②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか</u> ☐ はい ☐ いいえ <u>③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか</u> ☐ はい ☐ いいえ
	〔省略〕
	〔省略〕
〔省略〕	

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。
(どちらかに○をつけること)

〔省略〕	
300 k m以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

〔省略〕

別紙様式6

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

〔省略〕

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

〔省略〕	
仕向地（国名）	☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ <u>懸念国</u> ☐ その他
〔省略〕	
客観要件	〔省略〕
	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 <u>①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか</u> ☐ はい ☐ いいえ <u>②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか</u> ☐ はい ☐ いいえ
	〔省略〕
	〔省略〕
	〔省略〕
〔省略〕	

〔省略〕

別紙様式 6

審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）又は特定類型該当者受入れ用）

〔省略〕

1. 受入予定者に教育・提供する技術の概要

受入予定者	〔省略〕	
	出身国（国名）	☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 輸出令別表第4の地域 ☐ その他
	〔省略〕	
〔省略〕		
客観要件	〔省略〕	
	II. 通常兵器キャッチオール規制 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が一般国かつ、提供予定技術が特定品目に該当する場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、	
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
	②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
	③（②が「はい」の場合、）明らかなガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、		
①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ		
②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ		
③（②が「はい」の場合、）明らかなガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ		
〔省略〕		
〔省略〕		

〔省略〕

附 則

この取扱いとは、令和7年12月8日から施行し、令和7年10月9日から適用する。

〔省略〕

別紙様式 6

審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）又は特定類型該当者受入れ用）

〔省略〕

1. 受入予定者に教育・提供する技術の概要

受入予定者	〔省略〕	
	出身国（国名）	☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他
	〔省略〕	
〔省略〕		
客観要件	〔省略〕	
	II. 通常兵器キャッチオール規制：	
	受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、	
	①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
	②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
〔省略〕		
〔省略〕		

〔省略〕

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。 <u>例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しただけの場合には、明確な説明はないものと推定する。</u>	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。 例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。 ・ <u>小さなパン屋が高性能のレーザーを数台注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない</u> ・ <u>当該貨物等に関する事業経験がほとんどない又は全くない。</u> ・ <u>当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。</u>	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。 <u>例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供しただけの場合には、明確ではないものと推定する。</u>	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 <u>例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供しただけの場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。</u>	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 <u>例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供しただけの場合には、合理的・整合的ではないものと推定する。</u>	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－

据付等の辞退や 秘密保持等の態 様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリ スト掲載企業・ 組織等	⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。 <u>イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。</u> <u>ロ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がある場合。</u>	はい・いいえ・－
	⑱外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。	はい・いいえ・－
	⑲輸出令別表第３の２に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者（外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。）とする輸出等にあつては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第１の１６の項（１）に掲げる貨物等に該当しないこと。	はい・いいえ・－
その他	⑳その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。	はい・いいえ・－

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、 <u>リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。</u>	はい・いいえ・－
その他	⑱ <u>その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。</u>	はい・いいえ・－

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。